

資料 7

法務大臣提出資料

現行制度・課題

- ✓ 株式会社など一定の法人は、設立に際し、**定款**（会社の根本規範）について**公証人の認証を受ける必要がある**。
 ※定款認証制度の主な機能：①会社設立後の紛争予防、②不正な会社設立の抑止、③マナー・ロンダリング対策
- 定款認証について、手続に時間を要することや、公証役場への出頭など、**スタートアップの負担**になっているとの指摘。

<第1回デジタル行財政改革会議（R5.10.11）での総理指示>

「この社会変革を進める上でスタートアップの活用、これも重要です。（略）これについては小泉大臣に、是非、**創業環境の改善**のため、**公証人による定款認証の見直し**をお願いいたします。」

第1回会議以降の法務省の主な取組

- ✓ **喫緊の課題**との認識で**スピード感**をもち、手続の**大幅な迅速化や負担軽減**といった**改善策**を、制度の在り方と併せ、検討。
- ✓ R5.10 法務省に**有識者検討会**を立ち上げ。
 - 委員：経済界、学者、専門資格者等（規制改革推進会議関係者を含む）計9名
 - 審議では、スタートアップ経験者、デジタルサービス事業者等のヒアリングも実施
 → これまで合計4回の審議を集中的に実施。
 12月27日開催の会議において、取りまとめに向けて審議予定。

<見直しの内容>

新たな取組として、以下の2つの原則を導入。 ※このほか、デジタル技術を活用した更なる負担軽減も、引き続き、検討。

48時間原則

- ✓ R5.12中に、スタートアップ向けの「**モデル定款**」を、法務省の関与の下、日本公証人連合会が**公表** ※モデル定款：フォームに入力することで、定款を簡易・迅速に作成することのできるデジタルツール
- ✓ R6.1から、モデル定款を用いる場合は、不備がない限り、申請から**48時間以内に認証手続を完了**させる新たな運用を、一部地域で**試行開始**（利用状況を見て順次拡大）

ウェブ会議原則

- ✓ 定款認証に必要な面前確認手続について、公証役場出頭型から、**原則ウェブ会議での実施に移行**（R5度中）

〔参考〕現状
ウェブ会議利用率
約**1割**

